

[第9回]

複合用途防火対象物(2)

令9条と複数管理権原防火対象物の防火管理

用途が複合すると危険なのか

多くの人は、用途が複合している防火対象物の火災危険性は、単一用途の防火対象物より高いと考えているのではなからうか。その理由を整理すれば、以下のようになるだろう。

- ①用途が異なる複数のテナントが併存しているため、用途の組み合わせ(たとえば、出火危険の高い飲食店と、可燃物の多いブティックと、避難危険の高い保育施設が同一建物内に併存しているなど)によっては火災危険性が高くなる。
- ②管理権原者が異なる複数のテナントが併存しているため、共同して行うべき防火管理体制の整備が困難である。
- ③「小規模雑居ビル」については独自の火災危険が存在する。
 - ・飲食店、風俗店などこの種のビルに多い用途特有の火災危険が存在する。
 - ・階段が一つしかない場合が多い。
 - ・消防法や建築基準法に違反しているものが多い。

しかしながら、このように整理してみると、用途が複合していることによる火災危険性は①だけであることがわかる。②は管理権原が分かれていることによる危険性であるし、③はテナントの用途や建物が小規模であることによる危険性である。

用途が複合する防火対象物についての消防法の考え方

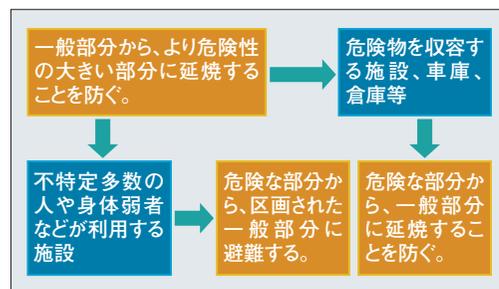
複数の用途が混在する防火対象物についての消防法の考え方は令9条に示されている。昭和36年(1961)制定時は、現行9条の「この節」の後の括弧

書きがなく、

別表第1(16)項に掲げる防火対象物の部分で、同表各項((16)項から(20)項までを除く。)の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されるものは、この節の規定の適用については、当該用途に供される一の防火対象物とみなす。

とされていた。「用途が複合している防火対象物の火災危険性は、それぞれの用途部分の火災危険性を単純に合算して考えればよい」との考え方に立つもので、用途が複合している防火対象物が、単一用途の防火対象物に比べて特別の火災危険性を有するとは考えられていなかったのである。令4条の3第2項を見れば、この考え方は防災規制でも同様だということがわかる。

令9条制定時に上記①の考え方がなかった理由の一つとして、建築基準法の異種用途区画(現行建基令112条12項及び13項)の存在があった可能性はある。昭和36年当時も、同条7項及び8項として同趣旨の規定があり、火災の際の被害性の高い用途や加害性の高い用途の部分、そうでない用途の



異種用途区画の目的

「用途が複合している防火対象物」と「管理権原が分かれている防火対象物」の火災危険は、法8条の2、令4条の2、令9条などの制定、改正の中で、消防法上どのように整理され、どう変わってきたか、消防法全体の改正経緯や建築基準法との関係などをもとに考える。

部分と防火区画しなければならない、とされていたからである（図参照）。しかしながら、上記①で例示した飲食店とブティックと保育施設は、異種用途区画があったとしても、同じ区画内に入ってしまうので有効とは言えない。やはり令9条制定時には、用途が複合している防火対象物については、それぞれの用途部分の火災危険性を単純に合算すれば防火対象物全体の火災危険性を表す、と考えていたと見る方が妥当だろう。

令9条括弧書き

令9条の括弧書きは、昭和44年の政令改正の際に初めて入った。これは、収容人員が多い防火対象物並びに高層階や地階を有する防火対象物には、用途に関係なく非常警報設備の設置が必要との考えから、令24条2項と3項の一部を令9条の対象から除外したものである。

その後、前回述べたように、千日デパートビル火災を契機として複合用途防火対象物については大幅な規制強化が必要とされ、昭和48年（1973）に政令の大改正が行われた。この時、この9条の括弧書きに、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、漏電火災警報器、避難器具及び誘導灯の設置基準に関する規定が加わった。これにより、複合用途防火対象物にこれらの設備を設置する場合の基準については、令9条の対象から除外して、「用途が複合するという特別な火災危険を持った防火対象物」として別に設置基準を考えることになったのである。

その後、この括弧書きには、静岡ゴールデン街ガス爆発事故（昭和55年（1980）8月）を契機として消

防用設備等に加えられた「ガス漏れ火災警報設備」の設置基準に関する規定が加わって現在に至っている。

管理権原が分かれていることによる火災危険

管理権原が分かれていることによる火災危険性（冒頭の②）に対する対策が消防法に登場するのは、昭和43年（1968）の法8条の2（共同防火管理制度）の創設の際である。

この時、法8条の2を受けて昭和44年（1969）に制定された令4条の2（現行令3条の3）で共同防火管理制度の対象とされたのは、令別表第一（16）項（まだ、イとロに分かれていなかった）に掲げる防火対象物だけだった。これにより、制度上、管理権原が分かれておりかつ用途が複合している防火対象物については火災危険性が高い、と位置づけられたことになる。この政令改正で令9条に初めて括弧書きが入った（前述）ことも合わせ考えれば、この時期になってようやく、用途が複合する防火対象物の火災危険性が認識されるようになってきたことがうかがえる。

表は、法8条の2の規制対象の変遷を整理したものである。これを見ると、管理権原が分かれているため共同で防火管理を行わなければならない防火対象物として、当初は、高層建築物、指定地下街（消防長等が危険性が高いと判断して指定したもの）及び用途が複合する防火対象物とされていたが、その後、次第に規制が強化されるとともに規定が精緻になっていった様子が見える。

火災危険性が特に高いと考えられる地下街が指定制度になっていることには違和感があるが、制定時

もう少し知りたい 防火法令の基礎知識

共同防火管理制度・統括防火管理者制度の対象となる防火対象物の変遷

施行年月日	制度	管理権原が分かれている防火対象物				改正の契機となった火災
		複数の用途が混在する防火対象物		単一用途防火対象物		
		特定防火対象物	非特定	特定防火対象物	非特定	
1969 (S44) .4.1～ 1973 (S48) .5.31	共同防火 管理制度	・指定地下街 ・(16)項で地上5階建て以上		・(16)項口 で地上5 階建て以 上	・地上3階建て以上、 収容人員30人以上	1972 (S47) .5.13 大阪市千日デパートビル火災
1973 (S48) .6.1～ 1981 (S56) .6.30		・指定地下街 ・(16)項イで地上3階建て以上				
1981 (S56) .7.1～ 1987 (S62) .3.31		・指定地下街 ・(16)項イで地上3階建て以上 ・(16の3)項				
1987 (S62) .4.1～ 2009 (H21) .3.31		・指定地下街 ・(16)項イで地上3階建て以上、 収容人員30人以上 ・(16の3)項				
2009 (H21) .4.1～ 2014 (H26) .3.31		・指定地下街 ・(6)項口を含む(16)項イで地上3階建て以上、 収容人員10人以上				
2014 (H26) .4.1～	統括防火 管理者制度	・(6)項口を含まない(16)項イ で地上3階建て以上、収容人員 30人以上 ・(16の3)項		・(6)項口で地上3階 建て以上、収容人員 10人以上 ・(6)項口以外で地上 3階建て以上、収容 人員30人以上	2006 (H18) .1.8 長崎県大村市グループホーム火災	

(複合用途、単一用途、特定用途、非特定用途にかかわらず、複数管理権原の高層建築物は全て対象となる。)

の消防庁長官通知(昭和43年6月25日付け消防総第180号)第1、3(4)では、「地下街の延長がきわめて短く、又は地上の屋外へ避難するための施設が十分あるため、地下街特有の危険がないもの」に配慮した旨が記されている。

単一用途の防火対象物については、昭和44年以来長い間、管理権原が分かれていても共同防火管理を行う必要はなかったが、飲食店と事務所からなる雑居ビルが共同防火管理制度の対象となるのに、複数の飲食店のみからなる雑居ビルが共同防火管理制度の対象となっていないことは、火災危険の点から見ても、法律執行の公平性の点から見ても問題があるため、現地消防機関から消防庁に強い改正要望が寄せられるようになった。このため、昭和62年(1987)に令4条の2(現令3条の3)が改正され、管理権原が分かれている防火対象物のうち特定用途防火対象物については、単一用途であっても共同防火管理が必要である、ということになり、平成24年(2012)の消防法改正で統括防火管理者制度に衣替えて以降も続いていくのである。

過去の条文を調べるには

条文のそもそもの意味や成り立ちを考えるためには、本稿でも行っているように、制定時の条文や改正条文を参照する必要があるが、実は、過去の条文を調べるのは容易ではない。2～3年前の条文なら、少し前まで使っていた法令集を見れば済むのだが、昭和の時代の法令集を全て保管しているところは多くないだろう。

そこで、私の研究室の仕事として、東京理科大学火災科学研究センターのHPに「日本の消防法令改正経過検索システム」を作って公開している。検索サイトで「消防法令 改正経過」と検索すれば、容易にヒットする。無料サイトなので、是非お試しくださいととも、間違いを発見された方は、「お問合せ」コーナーでご指摘いただきたい。

なお、私が非常勤となりこのサイトのアップデートが困難になったため、今年度から、日本消防設備安全センターにご援助いただいている。おかげで、告示や通知を入れ込むなど、さらなるバージョンアップも可能になった。理事長はじめ関係の方々へ感謝申し上げたい。